

(様式1-3)

福島県(双葉町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(双葉町)【基金型】	事業番号	(5)-40-1
交付団体	双葉町		事業実施主体(直接/間接)		
総交付対象事業費	(180,000(千円)) 210,000(千円)		全体事業費	(180,000(千円)) 210,000(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>双葉町では東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内での農地及びかんがい施設の維持管理が行われていない期間が長期間となり、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除がされたものの営農再開に大きな支障となっている。</p> <p>このため、本事業により営農再開を予定している農地の整備や土地改良施設の補修を行い、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開が実現可能な状況を構築し、復興再生組合等における営農再開に寄与することで住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>特定復興再生拠点整備区域の水田再生活用拠点・次世代園芸チャレンジ拠点については、長期間の避難指示により農業水利施設(頭首工及び取水口、用排水路、ため池、ゲート等)が適正に管理出来ない状況であったため、施設機能が著しく低下しているため農業用水の適正な取水、通水量の調整及び確保が出来ない状況となっている。</p> <p>そのため、エリア内にある農業水利施設の現状を把握するため、点検、除草、保全管理と設計を行い、これに基づき補修及び補強工事を実施し、併せて営農再開に即した新たな水利用となることから、水管理及び施設管理体制についても検討を行うことで、営農が再開出来る環境を整備促進させるものである。</p> <p>○下長塚工区</p> <p>・農業用排水路の整備工 N=1式</p>					
当面の事業概要					
<p><平成31年度~令和5年度></p> <p>1. 施設点検・除草・保全管理 : N=1式</p> <p>2. 施設設計 : N=1式</p> <p>3. 補修・補強工 : N=1式</p> <p><令和5年度~令和6年度></p> <p>1. 補修・補強工 : N=1式</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>双葉町の特定復興再生拠点区域の営農再開には、農業用水を営農再開するほ場まで安定供給させることが急務であり、最も重要な整備である。</p> <p>そのため、営農再開に向けた準備を行い、帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(双葉町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和5年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業(駅西地区)	事業番号	(1)-2-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(9,195千円) 35,116千円	全体事業費	(9,195千円) 35,116千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中においてJR双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下「拠点計画」という。)の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民のためにJR双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和4年10月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低廉化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数(災害公営住宅)】</p> <p>令和4年10月: 8戸 令和5年10月: 3戸 令和6年6月: 19戸 合計 30戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」における「IV章 町の再興」、新たな生活の場としてJR双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅(集合・戸建て)を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和5年度 25,921千円</p> <p>総戸数 11戸のうち、入居戸数 7戸</p> <p>入居戸数 7戸のうち、対象戸数 7戸</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになった					

が、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(双葉町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和5年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業(駅西地区)	事業番号	(1)-3-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(468千円) 1,738千円	全体事業費	(468千円) 1,738千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中においてJR双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下「拠点計画」という。)の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民のためにJR双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和4年10月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低減化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数(災害公営住宅)】</p> <p>令和4年10月: 8戸 令和5年10月: 3戸 令和6年6月: 19戸 合計 30戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月策定)」における「IV章 町の再興」、新たな生活の場としてJR双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅(集合・戸建て)を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和5年度 1,270千円 総戸数 11戸のうち、入居戸数 7戸 入居戸数 7戸のうち、対象戸数 6戸</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになった					

が、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-6-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(1,825 千円) 10,705 千円	全体事業費	(1,825 千円) 10,705 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。</p> <p>その中において JR 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。</p> <p>上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として福島再生賃貸住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>帰還を希望する町民、及び新たに転入する移住者のために JR 双葉駅西側地区に福島再生賃貸住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した住民の家賃の低廉化を行う。</p> <p>【入居開始時期及び整備戸数（福島再生賃貸住宅）】</p> <p>令和 4 年 10 月： 17 戸 令和 5 年 4 月： 9 戸 令和 5 年 10 月： 2 戸 令和 6 年 6 月： 28 戸 合 計 56 戸</p> <p>【復興計画等における位置づけ】</p> <p>「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」における「IV 章 町の再興」、新たな生活の場として JR 双葉駅周辺に「住む拠点」を整備することとしている。早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p>■家賃の低廉化に要する費用</p> <p>令和 5 年度 8,880 千円 総戸数 28 戸のうち、入居戸数 28 戸 入居戸数 28 戸のうち、対象戸数 21 戸</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、帰還する町民だけでなく、新たに移住・転入する住民を迎え入れるための住環境を整備する。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--